７月定例教育委員会会議録

開催年月日	平成 24 年７月 25 日(水)
開催日時	午後３時００分
開催場所	市役所別館　２階会議室
出席委員	委員長　河津武俊　　委員長職務代理者　安岡英次 委員　髙倉良子　　委員　永山真江 教育長　合原　多賀雄
出席参与	教育次長　佐藤　功　　教育総務課長　佐藤　公明 学校教育課長　江嶋　久典　　社会教育課生涯学習推進係長　梶原　文人 文化財保護課長　財津　俊一　　博物館長　島崎　誠司 咸宜園教育研究センター所長　　淡窓図書館長　池永　晃 兼　世界遺産推進室長　高瀬　享　　学校給食課長　穴井　安夫 人権・同和教育室長　森田　寿美香
書記	教育総務課主幹　兼　総務企画係長　松岡政則
附託議案	教育長報告 議案第55号　平成24年度日田市一般会計歳入歳出補正（災害復旧費）について 議案第56号　日田市立小中学校表簿取扱規程の一部改正について 議案第57号　日田市立小中学校文書取扱規程の一部改正について 議案第58号　平成25年度使用小学校用教科用図書の採択について 議案第59号　平成25年度使用中学校用教科用図書の採択について 議案第60号　日田市教育委員会委員の辞職について

委　員　長	開会あいさつ。 前回の議事録については、皆さん方にお聞きますが、よろしゅうございますか。 （「はい。」の声あり。） はい、よろしゅうございます。
書　　記	ありがとうございます。
委　員　長	それでは教育長さん、お願いします。
教　育　長	本日は２つあります。１点目は、３日と 14 日の大雨の被害等考えました時に、子どもたちの被害っていいますか、水に流されたとか、けがをしたっていう子どもは一人もいませんでしたので、それは不幸中の幸いであったというふうに思います。ちょうど３日の日は登校時間にあたる時に大雨が降りまして、大変、連絡が遅れたり、親の判断で早めに出したりとか、いろいろな事態が錯綜したと思いますので、今後どういう対応していくかということをやっぱり考えなきゃいけないと思います。 建物の被害としては、校舎の中まで水が入った、使えなくなったというのは、２回ありますが、何とかこれも人海作戦で、先生方それから保護者の皆さん、力を合わせてやったおかげで、何とか月曜日からは普通通りに授業ができる態勢がとれました。金曜日には県の教育長さんがお見えになって、３日のお話をした途端に 14 日の災害がありましたんで、油断はできんなと思っております。 そのほか文化財については、花月の方の石坂石畳道の崩落があったり、小野谷の水車小屋が流れてしまったり、いろんな意味で、文化財の宝庫であります日田市にとりましては大きな災害であったなと思っております。これからは、どういうふうに復旧していくかの準備があろうかと思います。 二つ目は、もうテレビ等で大変話題になっております、大津市の中学のいじめによる自殺の件でございますが、私の感想として、アンケートの結果をどうだったかこうだったかっていう話は、ちょっともうどうでもいいことでありまして、子どもが何で自殺したのかということの方が、そっちが大事であるというふうに思います。なぜ、あの子が自殺をするまでに出したであろうサインを、またはその事態を、学校がいじめと受け取れなかったのか、受け止めたくなかったんだということであります。教員をしていれば、いじめか喧嘩かぐらいは調

	べなくても分かると思うんですね、感覚的に。肌で感じるものですから。それなのに、何もしないで散発的に情報を、喧嘩だろうとか、これぐらいなら、というところで止めてしまったのかなというところが非常に疑問であります。アンケートの結果を見ないで処理するなんていうのはもうむちゃくちゃでありまして、これはもうどうしようもありませんですね。組織として動いてないというほかはありません。 これからはやっぱり、教育の範疇にいじめがある間に何とかしていくのが学校の仕事であろうと。警察が入ればもうこれ犯罪ですから、刑事罰を加えていただくためにも早い方がいいと。だからといって、学校がすぐあきらめて警察にお願いしますというのもどうかな、とは思いますけれども、いつまでも学校がどうかできる状態でなくなった時には早めに警察に、学校の方から、または市教委の方から相談するというのも、僕はこれから大事なことであろうと思います。 真相が解明されても子どもの命は帰ってきませんので、日田市ではそういうことが起きないよう、十分心して取り組んでいきたいと思います。あとでまた日田市の状況については、学校教育課長の方からお話をさせていただきます。報告、もしくはその他のところでいたしたいと思います。以上です。
委　員　長	それでは、議案第 55 号お願いします。
教　育　長	はい。議案第 55 号、平成 24 年度日田市一般会計歳入歳出補正（災害復旧費）について、教育総務課お願いします。
教育総務課長	はい。それでは会議議案集の 1 ページ、また、別冊資料でございます平成 24 年度日田市一般会計歳入歳出補正（災害復旧費）についてをお願いをいたします。 議案第 55 号でございますが、まず表紙の裏面をお願いいたします。別冊となっている方でございます。これの表紙の裏面でございますが、今回の災害復旧予算といたしまして積算をいたしますのは、ここにございます①から⑤までの各事業でございます。ここに、申し訳ございません、総額の表示がございませんけれども、総額で申し上げますと 7 千 142 万 7 千円、もう一度申し上げます、7 千 142 万 7 千円の積み上げとなるものでございます。 なお、予算の内容につきまして、次のページからの概要書でご説明をいたしますけれども、一昨日 7 月の 23 日付で、市長により予算の専決処分をいたしましたことから、予算の成立となったところでござい

	ます。ただし、これら①から⑤までの事業の中で、まず①の学用品の給与事業（高等学校分）、それから③でございます、同じく学用品の給与事業（小中学校分）につきましては、予備費として日田市の当初予算に 5 千万円ございます。この予備費からの支出で対応することとなったものでございます。したがいまして、今回の追加の予算につきましては、この①と③合わせた額 150 万 1 千円でございますが、これを除く 6 千 992 万 6 千円、これを追加の予算としてお願いするものでございます。 教育委員会が所管いたします各課の被災状況の報告につきましては、後ほど「別冊の２」で、ご報告を個別に申し上げたいと思っております。 続けさせていただきますが、それでは概要書の１ページをお願いいたします。学用品の給与事業（高等学校分）でございます。所管は、わたしども教育総務課でございます。これは災害救助法に基づきまして、床上浸水などにより損失または毀損をした教科書など、それから学用品など、これを区分をいたしまして給与するものでございます。 緊急対応として、各学校を通じて、被災をした生徒さんの必要な物品を集約をしておりますけれども、この制度では基本的に、教科書などにつきましては必要なものを全て給与すると。また一方、学用品などにつきましては、１人当たりの給与の限度額がございまして、この範囲内で給与するということになっております。この概要書で申しますと、中段の右下の方に、給与限度額１人当たり 4 千 800 円と表示をしています。これらが基本的な考え方でございます。ただし、今回、厚生労働省ならびに大分県の担当官と協議をいたしました結果、この学用品などについても、必要と認められます物品につきましては限度を超えて給与できると、そういったことになったところでございます。 なお、7 月の 14 日により、また被災をした方につきましては、現在集約をしてる途中でございますので、これらの予定につきましては、１回目の把握額をもとに推計をいたしたものを合算しているところでございます。総額で申しますと 116 万 9 千円の計上で、全額、財源といたしましては、県の支出金でございます。 なお、先ほど申し上げましたけれども、この事業は予備費を活用する、そういった支出の予定でございます。 次に、２ページをお願いをいたします。公立文教施設の災害の復旧事業でございます。総額 5 千 189 万 1 千円を計上いたしております。所管は教育総務課でございます。

	被災学校といたしましては、まず北部中学校でございます。花月川の氾濫によりまして、校舎およびグラウンドが浸水被害を受けたものでございます。復旧といたしまして、床板の張り替え及びグラウンドの汚泥除去の費用などでございます。この汚泥除去につきましては、３日の被害後、早急に業者により除去を行い、仕上げの真砂土を敷き詰める準備の段階でございますが、再度 14 日の被害により汚泥が流入いたしましたので、重ねて除去費用が必要となったものでございます。 次に、東有田中学校および戸山中学校につきましては、グラウンドに汚泥が流入したもので、これの除去費用が必要となっております。 最後に、三和小学校では、今回の豪雨によりまして、グラウンドの真砂土が大量に流出をいたしておりますので、真砂土を新規に搬入いたしまして、敷き詰める費用が必要となっているものでございます。 これらの費用に対しまして、財源といたしましては災害復旧のための国庫支出金が見込まれますので、額といたしましては 3 千 453 万 3 千円を追加し、併せて補助災害復旧事業債として、起債を 1 千 720 万円確保するものでございます。 次に、３ページをお願いいたします。学用品の給与事業（小中学校分）でございます。所管は学校教育課でございまして、総額 33 万 2 千円を計上いたしております。内容的には先ほどの高等学校分と同様で、小学校および中学校に係る費用でございます。なお、この事業費も予備費を活用するところでございます。 続きまして、４ページをお願いいたします。財津町のスポーツ広場災害復旧事業でございます。所管は社会教育課でございます。総額 1 千 690 万 3 千円の計上で、財源につきましては全て一般財源でございます。グラウンドの処理、また、倒壊した倉庫および立木などの除去、また、全壊しました防球ネットの支柱撤去を行う内容となっております。 次に、５ページから６ページにかけまして、文化財の災害応急対策事業でございます。所管は文化財保護課でございます。総額 113 万 2 千円の計上で、財源につきましては全て一般財源といたしております。内容でございますが、まず小迫辻原遺跡ののり面の崩落につきましては、史跡指定地内ののり面の崩落をいたしました土砂を除去いたしまして、崩落部分に土のうを積み上げ、仮復旧を行うとしているもので、賃金など 25 万円の計上でございます。 次に、草野家住宅の雨漏りの応急修理工事費の一部を、補助金として支出をいたすため、21 万 7 千円を計上いたしております。

	続きまして、鵜匠がそれぞれ1艘ずつ所有をしております舟の中で、1艘が流出いたしましたので、中古の舟の購入に対し一部を補助金として支出するため、その費用といたしまして14万円の計上でございます。 続きまして、6ページをお願いいたします。市有形民俗文化財でございます鈴連町の下小竹精米製粉用の水車が流失をいたしましたので、残存している屋根及び部材を現場から搬出するための費用といたしまして、52万5千円を計上をいたしております。 私からの説明は以上でございます。
委　員　長	これ、これだけですか。いかがですか。 はい、どうぞ。
安岡委員	激甚災指定を受けた場合、補助金等を含めて予算が変わる可能性がありますか。
教育総務課長	今のところ公共文教施設につきましては、補助率のかさ上げ等の話についてはございません。ですので、おそらくかさ上げ等についてはないんではなかろうかと思っております。
委　員　長	ほかに何か。何かございませんか、皆さんから。
教育総務課長	委員長、よろしいですか。
委　員　長	はい、どうぞ。
教育総務課長	先ほど私が、財津町のスポーツ広場の災害復旧事業で、今回の撤去費用等として申し上げましたけれども、その後の整備費用につきましては、この後9月補正で、整備の部分について予定をいたしております。今回の補正については、撤去のみの費用という内容でございます。以上でございます。
委　員　長	分かりました、災害の復旧のですね。 よろしいでしょうか。 （「はい」の声あり。） はい。では、議決されました。 次、お願いします。

教　育　長	議案第 56 号、日田市立小中学校表簿取扱規程の一部改正についてと、議案第 57 号、日田市立小中学校文書取扱規程の一部改正について、一緒にご審議お願いいたします。学校教育課お願いします。
学校教育課長	それでは、２ページと３ページをお願いいたします。 議案第 56 号、日田市立小中学校表簿取扱規程の一部改正についてでございます。 日田市立小中学校表簿取扱規程の一部を、次のように改正するものでございます。改正前につきましては右側、福利厚生に関する「子ども手当の受給者台帳」というふうになっておりますが、改正後につきましては、左側にも出ておりますように「児童手当の受給者台帳」というふうに変えるものでございます。理由といたしましては、児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の措置を講ずるものでございます。 議案第 57 号につきましても、これに関連する文書取扱規程の一部改正でございます。改正前につきましては、そこにございますように福利厚生の中の「子ども手当」となっている部分でございますけれども、改正後につきましては「児童手当」というふうにいたすものでございます。これにつきましても児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴い、措置を講ずるものとなっております。以上でございます。 それから４ページにつきましては、取扱規程について資料として載せさせていただいております。以上です。
委　員　長	どうでしょうか。名前が「子ども」から「児童」に変わったと。 異議、何かあります？ （「いえ、特にありません。」の声あり。） よろしいでしょうか。56、57 号、議決されました。 次、お願いします。
教　育　長	議案第 58 号、平成 25 年度使用小学校用教科用図書の採択についてと、議案第 59 号、平成 25 年度使用中学校用教科用図書の採択について、学校教育課一緒にお願いします。
学校教育課長	同じく学校教育課でございます。議案集の５ページと６ページをまずお願いいたします。 ５ページの議案第 58 号につきましては、平成 25 年度に小学校で使

	用する教科用図書の採択について、また、６ページの議案第 59 号につきましては、平成 25 年度に中学校で使用する教科用図書の採択について、お願いするものでございます。 　教科用図書の採択につきましては、採択替えが行われた年、小学校用につきましては平成 22 年度、中学校用につきましては平成 23 年度、昨年度でございますが、それぞれ採択協議をお願いし、日田市で使用する教科用図書を採択していただいたところですけれども、議案上程の理由にもありますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第 14 条により、義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定める期間、政令で定める期間とは 4 年でございますけれども、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものと規定されています。７ページと８ページには、関係法令を資料としてお付けいたしております。 　小中学校ともに、本年度新たに検定を通った教科用図書がないということ、それから、現在採択している教科書につきましては、いずれも来年度発行される予定であることから、小中学校それぞれにつきまして、平成 22 年度、平成 23 年度に採択した教科用図書を、平成 25 年度につきましても採択教科書としてよいか、お諮りするものでございます。よろしくお願いいたします。
委　員　長	採択の件です。どうでしょうか。
高　倉　委　員	今までは教科書の採択は基本的には４年に１回でしたが、今年から毎年するということですね。これもやっぱり、いい具合に活かせば、毎年採択の時点で先生方が使った上での感想などを聞いて、４年に１回の時にまた総合して判断することに活かせると思うので、そのへんを活用していただきたいと思います。
学校教育課長	はい。７ページと８ページに関係資料をお付けしてありますというふうに申し上げましたけれども、８ページの方ですけれども、この中に第 14 条というのがございます。同一教科用図書を採択する期間っていうのがありまして、実は１回採択をいたしましたら、大原則として４年間は採択をするというようなことが挙げられておりますので、これまでにつきましては、４年間は現状の教科書を採択し、現状の教科書を使わせていただくということで行ってまいりました。ただ、本年度について県からも、毎年度というところで、教育委員会で採択手続きを踏むようにという強い指導もございましたので、今年度からそう

	いうふうにさせていただきたいと思っております。 　今、ご指摘がありました毎年度行うことの利点という部分については、これまで年度年度でご報告等を行っておりませんでしたので、今後につきましては現教科書、現状といいますか、そういったことを吸い上げまして、その点について、また定例教育委員会の前にご報告を申し上げて、そして定例教育委員会の場で、また採択の上程をいたしたいと思っております。
安　岡　委　員	関連のことですが。
委　　員　　長	はい、どうぞ。
安　岡　委　員	日本全国の子どもたちが使う教科書は、私たちがああいうふうに行っている会議を経て、同じ方法で日本中決定してるんですよね。
学校教育課長	はい。
安　岡　委　員	そうですよね。やっぱりこう、４年に１回、特に今回は膨大な量といいますか、教科書を読ませていただいて、私たちの知識にはやはり限界があって、中身の理解っていうか、分かる部分と、ちょっと今の子どもたちはこれに関してはどういうふうに感じるんだろうかとかいうところが、やっぱり現場とかけ離れている点があります。 　ぜひ今、話にも出ていたように、１年ずつ先生方のある程度その使い勝手を聞くとか、今こういう教科書が出ているから、使ってみたらどうかとかいう、ある程度のクッションを敷いていただかないと、委員長などもおっしゃっていましたが、本当に子どもたちがこれをずっと使っていくのに、私たちサイドで決定して大丈夫だろうか、という気持ちにちょっとなる部分もありますので、そのへんのところをある程度４年の中でクッションを置いていっていただければと思います。
学校教育課長	今、ご指摘をいただいたように、毎年そういったことを行っていくことが、また次回の、その次の採択の時の有効な資料になるというふうにとらえておりますので、そのようにいたしてまいりたいと思っております。以上でございます。
委　　員　　長	それ、非常に悪かったんで変更できる、というようなことはないんでしょう？

学校教育課長	どうしてもやむを得ない場合、いったん採択をして、どうしても９月に入って以降、採択替えを行わなければならないような場合には、それは認められております。 ただし、やむを得ない理由というのが、はなはだ大きな問題となって報道等でも挙がってくるようなことですとか、全国的にも問題になる場合とか、そういった時であろうととらえております。
委員長	普通だったら４年間使っていくということですけど、１年に１回ごとにチェック出していくことは、ちょっとしてみるっていう、そういうことも大事ですね。
高倉委員	そうですね。今年度は特に問題点はないということですか。
学校教育課長	今のところは現在まで、特に問題点として学校現場の方からも挙がってきているというような事例は一切ございません。
高倉委員	はい、分かりました。
委員長	では、59 号の説明が終わったんですか。
教育長	はい。58 号、59 号一緒に。
委員長	分かりました。 58、59 号の議案は議決されました。 これで今日の議事のあれは一応終わりになりますね。 今度は、もう報告事項でいいんでしょうか。
教育長	それでは。
委員長	はい、どうぞ。
教育長	報告事項の最初、寄附採納報告、平成 24 度６月期採納分、お願いします。
書記	それでは、議案集の９ページをお願いいたします。報告第８号、平成 24 年６月期分寄附採納についてでございます。 ６月は１件のみでございます。サーキュレーター10 台ということ

	で、北部中学校に育友会から寄附をいただいております。サーキュレーターというのは、床置き式の扇風機型をした空気を攪拌する機械です。それを10台頂いておりまして、金額に直しますと10台で20万7,900円ということで、それ相当の寄附をいただいたということでご報告を申し上げます。以上です。
委　員　長	掃除道具ですか、何ですか。
書　　記	いえ、天井などで空気を攪拌するものでありますして、それの床置き式の形で、見た目は扇風機みたいなんですけれども、それで体育館の空気を攪拌することで、あるところだけが暖かくなったり、寒くなったりすることがないようにする、そういった機械です。
委　員　長	今はいろんな機械があるのでございますね。うらやましいですね、われわれからしてみると。分かりました。 その次は、被災地状況報告。
教　育　長	はい。被災地状況報告、これも教育総務でよろしいですか。
教育総務課長	はい。では、よろしいですか。
委　員　長	はい、どうぞ。
教育総務課長	それでは、別冊２、付けさせていただいております被災状況報告をごらんいただきたいと思います。これの巻末に、Ａ３サイズで一覧表にまとめておりますので、これに沿いましてご説明を申し上げたいと思います。 まずは、わたしども教育総務課の所管する各学校についてです。先ほど少し申し上げましたが、まず北部中学校につきましては、床上浸水により被害状況といたしまして、床板の張り替え等が必要となっております。それから、グラウンドの汚泥の流入が 800 立米でございます。それから、３番目に機械設備の修繕とございます。これは実は床上浸水をいたしました際に、クーラーの室外機が校舎の外に出しておりまして、その室外機が、結局水が入ったことで故障いたしました４基でございます。この内容については右端に備考欄で書いておりますが、③職員室、それから校長室、事務室、保健室、この４台分が故障したものでございます。それから、中ほどに戻っていただきまして電

	気設備でございます。これは校舎の裏側等になりますが、キュービクル高圧受電設備等がございますが、これも浸水によりまして不具合が出た、それを修理するものでございます。被害総額として、2 千 979 万 1 千円の費用が不足だといったところでございます。 　それから 2 段目、中学校。北部中学校については再度土砂が流入した、これの撤去費用といたしまして 480 万円必要だということでございます。次に、東有田中学校につきましてはグラウンドの汚泥、これが流入いたしましたので、撤去費用、900 万円の費用でございます。それから、戸山中学校についても同じく 600 万円の費用が必要となったと。それから、三和小学校については、真砂土が流出いたしましたので 230 万円ということでございます。 　なお、写真等を、ちょっと前後いたしましたけれども、北部中学校はページの 2 ページから 4 ページにかけまして、被災状況の写真を付けさせていただいております。東有田中学校につきましては、同じく資料 5 ページが東有田中学校でございます。続いて、戸山中学校につきましては 6 ページならびに 7 ページに写真がございます。最後に、三和小学校は 8 ページに付けております。これ、ちょっと見づらいかもしれませんけれども、三和小学校の一番上の写真につきましては、真砂土が流出して下の硬い部分がもうそのまま出ている、そういった状態でございます。 　教育総務については以上でございます。
社 会 教 育 課 生涯学習推進係長	続きまして、三和、三花公民館の写真でございます。資料の 9 ページの方でございます。 　三花公民館につきましては、エアコンの室外機が 4 基水没いたしました。敷地内に汚泥が流入しております。被害総額は 73 万 5 千円というところでございますが、今現在、この機械系がまだ使えるかどうか調査中でございます。 　続きまして、財津グラウンドでございます。10 ページと 11 ページでございます。まず、防球ネットが流出しております。それから、この写真の、10 ページの下の方でございますが、奥に壊れた家屋等がございますが、休憩所およびトイレの一部が流出しております。それから、11 ページですけれども、がれきが流れ込んで、11 ページの下の方は汚泥が深さ 15 センチほど、これがグラウンド全体に堆積しているという状況でございます。5,000 立米ということでございます。被害総額は、現在 2 千 720 万 9 千円というところで見ております。 　社会教育課は以上でございます。

文化財保護課長	続きまして文化財保護課でございます。 まず、番号から言いますと８番、国史跡の史跡小迫辻原遺跡でございます。写真で言いますと 12 ページになります。指定地内ののり面の崩壊がございました。幅４ｍ、高さ 1.7mの崩壊が起こっております。それで今回補正の中で、この部分に土砂の取り除き、ならびに土のうの積み上げで、対処復旧していきたいというふうに考えております。 続きまして、９番でございます。ガランドヤ古墳でございます。13 ページ、14 ページになりますが、これにつきましては７月３日の大雨によりまして、入り口の部分から土砂が流入をいたしまして、石室内の部分に流れ込んだということでございました。これにつきましては作業員の対応の中で、土砂等を水で洗いながらスポンジで取って、土砂の撤去が、今現在完了したところでございます。なお、壁面の壁画につきましては、浸水した部分につきましては壁画が描かれてない部分でございましたので、壁画に関しては影響がないということでございます。 続きまして、10 番、11 番、12 番でございます。これにつきましては資料の 15 ページに位置図を付けておりますが、豆田の伝建地区でございます。この部分につきまして、７月３日、14 日、16 日と、３回の浸水に遭っている状況でございます。被害としては７月３日の分が最大でございまして、床上が３軒という状況でございました。次に 14 日、16 日につきましては、14 日が床上１軒、16 日は床下のみということで、３回の被災に遭っております。しかしながら、建物本体の損傷はございませんでした。その関係で今回、各所有者の中で、畳等の分につきましては対応していただいているという状況でございます。 写真につきまして、16 ページ、床上となりました港町の大原家、港町の櫻木家、ならびに城町１丁目の石井家という３軒の部分が床上浸水という形です。なお、高さにつきましては、真ん中の写真、港町の櫻木家の壁が濡れている部分、このぐらいまで水が上がったという報告を受けております。なお、17 ページにつきましては、みゆき通りの道路上がこういうふうな川になって、床下浸水を起こしたということになっております。 続きまして、13 番でございます。国の重要文化財であります草野家住宅でございます。これにつきましては７月３日の大雨によりまして、隠宅の間の雨漏りが発生をいたしまして、壁の部分から雨水が流入をいたしまして、カビの発生ならびに畳が損傷をいたしております。18 ページの写真でございますが、下に瓦の状況を付けておりますが、こういう状態で瓦がずっている状態の中で雨が降った関係で、こ

	ういうふうな写真のように流入したという形になっております。今回、これにつきましては、補正予算の中で瓦の並べ替えの予算を要求したところでございます。 　続きまして 14 番、県史跡の石坂石畳道でございます。資料が 19 ページでございます。この状況につきましては、７月３日の状況でございます。その当時、倒木と３カ所の土砂の流入がございました。それでＡ３の次のページ、10 ページでございます。14 日に再度大雨によりまして、山林崩壊による土砂流入が、前回より非常に規模的には大きくなっております。約 300 立米の土砂が流れ込んでいるという状況でございますが、現在、国・県と協議を行っているところでございます。 　16 番でございます。県の無形民俗文化財の鵜飼でございますが、７月３日の大雨によりまして鵜飼舟が、鵜飼が３名という形の中で運用をやっておりますが、そのうち２名の方の鵜飼舟が流出をいたしました。１艘につきましては中ノ島で引き揚げまして、一部修理をすることで対応ができましたけれども、もう１艘につきましては７月３日の豪雨で、夜明ダムまで流出をいたしました。次の 14 日の雨で完全に、下流に流されてしまいましたので、鵜飼舟が１艘全然ないという状態になっております関係で、これについては中古の川舟がございましたので、それを購入したいということでございますので、その分について補正要求を行ったところでございます。 　続きまして、17 番、18 番でございます。これにつきましては、写真集 20 ページ、21 ページ、23 ページになっております。７月３日の豪雨によりまして、小野の下小竹にございます鈴連町精米製粉用水車が流出した件でございます。３日の段階では、水車小屋の一部、壁ならびに水車羽根等が破損を受けたということで、20、21 ページの状況は、こういう状況になっておりました。一部、壁等のヒューム管の流れ込みによりまして、建物が損傷したということでございましたけれども、14 日の再度の豪雨によりまして、当建物自体が完全に流出をいたしまして、現在、屋根が河川の降り口のところに引っ掛かっている状態でございます。これにつきましては文化財でございますので、保存等の関係もございますことから、この部分を撤去して保存をする予算を計上いたしたところでございます。 　続きまして、文化的景観の小鹿田焼の里でございますが、これにつきましては小鹿田焼の部分と、それから、上流部の池ノ鶴地区の文化的景観の部分でございまして、14 日の雨で、河川護岸、棚田の石積み、耕作道の崩壊があります。これにつきまして、ちょっと写真が付

	いておりませんけども、文化的景観の池ノ鶴地区で、石積みの間を流れます水路がかなり破損をいたしている状況でございます。これにつきましても文化庁、県等と連絡を取りながら、どうやっていくかというのを検討中でございます。 20 番でございます。県の有形文化財でございます筏場目鏡橋でございます。資料の 24 ページからでございます。14 日の日に、大雨によりまして橋梁上部の部分が完全に流出をしたと、大破したという状況になっております。24 ページが、指定した当時の写真でございますが、アーチの上が流されてはおりましたけども橋としての形が残っておりました。しかし、14 日の大雨によりまして、流木等、26 ページで見ていただくとよく分かるんですが、橋の部分のアーチは一式残っておりますが、流木等によりまして上部が完全に流された状態になっております。これにつきましては大分県の土木のところで、河川の清掃ならびに流木の除去は現在終わっている状況でございます。以上でございます。
委　員　長	筏場目鏡橋は流れたんですか。
文化財保護課長	流れたというよりもアーチの部分の上に、24 ページの写真を見ていただけると分かるのですが、石積みがアーチの上にずっと乗っております。その部分が全て流出をいたしております。状況を確認したところ、アーチのみが現在、若干ずれてはおりますが、残っているという状況でございます。 多分、筑後川の本川から 10 メーターぐらい上流部になりますんで、筑後川の水位が上がって、その分でやっぱり押し流された、支流からの水が溜まった状態で、上部に水位が上がって流されたのではないかというふうに考えております。
委　員　長	まあよく生々しい写真をたくさん撮っていただいて。 この流れ、減り出した後は、割と早く澄んでくるんですね。 こういう災害、写真で報告したのはもう久しぶり、あんまりないでしょう？最近。
教　育　長	ないですね。
委　員　長	確かに、後年のためにはなりますけど、本当、切ないですね。こういうのは涙が出ます。

教　育　長	次は報告です。
委　員　長	はい。
教　育　長	学校教育課の方から、日田市のいじめの状況を簡単に説明をいたさせます。
学校教育課長	それでは、日田市のいじめ問題の状況でございますけれども、平成22 年度に市議会のご質問をいただきました。22 年度には、10 月、11月の２カ月間の間に全国で３件、いじめにからむ自殺が起こったということで、その時にいじめの認知件数等のことについて報告をさせていただきました。 改めて認知件数について平成 23 年度の分を見てみたところなんですけれども、３年間ちょっと比較をしてみたいと思うんですけど、21 年度 203 件、22 年度が 293 件、平成 23 年度は 226 件ということで、認知件数が、大分県が全国的に見るとやや多いようにあるが、ということのご質問であったんですが、その中でも日田市は特に多い認知件数でございました。しかしながら、この認知件数につきましては、「子どもが苦痛と訴えてきたものについてはもう全て拾い上げる」という姿勢で、日田市の小中学校は取り上げていっておりますので、この認知件数につきましては、本当に教職員が児童生徒の状況をつぶさに取り上げてるものというふうに認識をいたしております。 解消率につきましてなんですけれども、平成 21 年が 84%、平成 22年度が 66%、平成 23 年度が 74%という結果になっております。しかし、完全に解消ということではなくて、もう一定の解消が図られているけれども、継続で見ていく必要があろうと思われるものについて述べてみますと、平成 21 年度が 99%、平成 22 年度が 95%、平成 23 年度につきましては 92%というふうに、若干下がってきておりますけれども 90%を超える解消ということも言えると思います。しかしながら、100%に達してないというところを問題視しております。このことにつきまして、各学校で継続的に対応していくということを行っているところでございます。 その方法としてなんですけれど、まず、いじめの実態把握についてなんですが、学期ごとに今、実態調査を行っております。文部科学省の方が年度末に行いますけれども、１学期末、２学期末というふうに、大分県全体で今、これについては取り組んでいるところです。各学校においては、アンケート調査に加えて教育相談期間を設定した

	り、それから、今回の大津の事件でも浮き彫りになっております、日常的な対応はどうなのかというところについて、つぶさに調査しているところでございます。 　市教委といたしましては、この調査結果等の報告を、６月の校長会で毎年行うようにしております。そして、対応についての指導を行うとともに、生徒指導担当者研修等で、各学校における職員研修のポイント等について示しているところでございます。今回の事件を受けては、大分県が７月の 27 日に緊急調査を実施するという方向を打ち出しました。その後、現在、国の方も緊急調査を実施する方針というのが来ておりますけれども、日田市としましては、この調査を受けて８月９日に担当者を集めまして、さっそく現在の実態の把握の状況、それから対応に関する情報公開の共通理解、そして、これを受けて、２学期に向けて全ての学校でこの意見集を夏季休業中に実施して、２学期の対応に生かしていくというふうな取り組みを現在計画しているところでございます。以上でございます。
委　員　長	「カイショウ」率というのは、「解く」と「消す」っていう意味ですか。
安　岡　委　員	何をもって解消とするかのラインというか、そういうのが。
学校教育課長	子どもが苦痛と感じて訴えてきた、「からかい」や「冷やかし」的なものも全部取り上げているんですけども、それがなくなったというようなことをもって、「完全な解消」ととらえております。しかしながら、保護者とか学校の教職員とか、それから友達の話とかいうことを受けて、本当に解消といえるかどうかと疑問が残るようなことが少しでもあれば、完全な解消の中には入れておりません。
高　倉　委　員	以前の報告で、日田市は不登校の生徒が多いと伺いましたけど、21 年から今までの変化、どのようになっていますか。
学校教育課長	不登校については、今ちょっとデータを持ち合わせておりませんけれども、現在、生徒数の減少に比べて数字は微増の傾向にあるということで、これまでご説明を申し上げてきました。このままいけば、100 という数字に達するのではないかと、100 人という数字に達するのではないかという危機感を持っておりまして、現在 90 人を超えるぐらいの小中学生が不登校の状況といえます。

	そこで、今年度の大きな生徒指導上の、解決の大きな問題点として、不登校を取り上げているところです。教育センターも増えまして、この点については、いじめ・不登校の問題については、取り組み方についても見直し、それからさっそく２学期から、心の相談員の派遣の方法などについても見直しを図っていくということを、今計画しているところでございます。
安　岡　委　員	教育長の個人的で結構ですのでご所見をお伺いしたいのですが、いろいろ、このことに関してはやっぱり尋ねたいことがあるんですが、とりあえず意見だけ言わせていただければ、これだけ、例えば大津の件だけに限らず、現場っていうか、なかなか表に出てこない理由の一つに、人事評価制度のねらいというか、結局、管理能力を問われたら校長・教頭もなかなか表に出さない、現場の先生も責任能力を問われるので、無かったことにしてしまう、その人事評価に対する悪影響っていうか、あるような気がするんですけど、どんなでしょう？
教　育　長	簡単に言いますと、そんなことはないと思います。 それよりもっと怖いのが、簡単に言うと「めんどうくさい。」とか、「これに構うと、もうずっと付き合っていかないといけない」と。「もういい。目をつぶろう。今年１年で自分は終わり」と、いう感覚が、例えば大津の場合、僕はあったんじゃないかなと思っています。それまではいかないにしても、「なんとなく、ちょっとね。」っていうところが、やっぱり学校の先生方にあると思うんです。「もうそれじゃなくても忙しいのに、家庭訪問もせないかん、保護者を集めて話もせないかん。」というようなことじゃ、ちょっとやっぱり、いまひとつ引けてるところがあると。だから、あんまり大きくならないうちにやっぱり学校が、校長が逃げないで、教頭が逃げないで、担任だけに任せないで、向かっていく感じじゃないと、やっぱり事が大きくなるから、なおさらもう背負いきれないことになります。「警察にお願いするか」っていう話になると思うんですね。 僕は、だから人事評価制度は関係ないと思います。あんなものを気にしてどうこうしてる人っていうのは、僕はあんまりいないと思いますね。それよりも本当に、人間的に「めんどうくさいけど、やっぱり絶対それはいかん。」という、やっぱり使命感だと思います。
安　岡　委　員	はい、ありがとうございます。

委　員　長	じゃ、日田はいい方ですか、これについては。でも、不登校がいますからね。
高倉委員	原因はどんなふうに書かれてました？内容は書いて？
学校教育課長	さまざまな要因がございまして、本人に起因するものもありましょうし、その中には家庭生活にも起因するものもありまして、もうどれか一つというふうに、今理由が決めかねるという、これを「複合型」と呼んでるんですけれども、非常にそのケースが多いととらえております。
高倉委員	いじめが原因とはっきり分かっているものはないですか。
学校教育課長	いじめが原因で不登校というケースについては、非常に少ないのではないかと今はとらえております。ただし、その背景にそういったことがないかということについても、つぶさに登校調査の時にはあげております。
高倉委員	不登校になってる生徒さんが、まずどんな状況でなったのか、よく調べていただいて、解決していただきたいですね、みんなで。
学校教育課長	はい。先ほども申し上げましたけれども、このいじめの問題と不登校の問題、やはり安心して来れる学校じゃないと、学ぶ意欲も、友達と一緒に生活する喜びも見いだせないと思いますので、そうできないということは非常に貴重な時間を失っているというふうにとらえております。 学校の教職員は一生懸命頑張っておりますけれども、本当に残りの数パーセントに目が届いてないことがありはしないかということについて、また、教育長がおっしゃったように腰が引けてないかと、そういったことについては、十分わたしどもも一緒になって考え、指導もしてまいりたいと思っております。以上です。
委　員　長	いじめとかは私なんかの時も、もっとも 60 年も前ですか、70 年も前ですか、その頃からやっぱりありました。ですから、これは一つの、人間の永遠のテーマかもしれないと思っていますけども、ただ言えることは、いじめはしても、されても、結局両方とも損なんですね、一生を振り返ってみたら。あの子をいじめたことで心の残りが

	あって、いじめられた方にもそれが心に残るから、しても、されてもこれは大損だ、損だぞっていうことをそれぞれがしっかり生徒に、毎日の授業の時間中でそういうのを始めるもいいし、「いじめはしても損だよ、されても損だよ。」っていうことをしっかり言っていくような、解消の道を何とか探していってもらいたいと思います。
教　育　長	夏休みの短縮について、もう一つ。お願いいたします。
学校教育課長	学校教育課でございます。前回の定例教育委員会の折に、夏休みの縮減、１週間前倒しというふうに今呼んでおりますけれども、この点について、その後の経過についてはご報告をしてまいりますということで申し上げておきました。前回の定例教育委員会からこれまでの取り組みなんですけれども、連合育友会で、各学校の期末育友会、１学期の期末育友会の中で説明等をお願いしたところなんですけれども、その中で「教育委員会の方から説明をしていただくような内容でもありはしないか。」というふうなお声もいただきましたので、わたしどもとしましても、その声を受け止めまして積極的に、全ての小中学校に説明に入らせていただくということを計画いたしました。 連合育友会の会長さん方につきましては、１学期の期末育友会全ての学校で、終わった後にもう一度集まっていただいて、そこで「説明会をしたいと教育委員会の方から申し出があるけれども」ということで、一応お諮りいただくようにしておりましたけれども、今回の水害の直後ということもありまして取りやめになりましたので、こちらの方からぜひ入らせてくれということを申し上げて、各学校育友会で連絡を取っていただいて、日程調整を行ったところでございます。 お手元に１枚、説明会の日程という表を置かせていただいておりますが、７月の 30 日から８月の 30 日まで、１カ月間の中で、学校教育課で２班を作りまして、各学校、このように説明に入らせていただきたいというふうに思っております。 この説明会の内容なんですけれども、市教委の方が、学習指導要領が始まって教育課程の実施の現状と課題をどうとらえていくかということを、まずご説明を申し上げたいと思っております。これにつきましては、前回、教育委員さん方にも資料でご説明を申し上げましたものを、保護者の方向けに１枚、簡潔にまとめたものをお配りしたいと思っておりますが、この資料が今日は準備できておりませんので、今週末には各委員さん方に、全校に配布する資料についてはお届けをいたしたいと思っております。

	それから、全ての学校の説明会が終わった段階で、各育友会の中で出された質問、それからさまざまなご意見等、集約をいたしまして、また改めて報告をしてまいりたいと思いますし、その集約を受けて、今後の公表等についても考えてまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
委　員　長	分かりました。いいですか。 （「はい。」の声あり。）
教　育　長	では、その他に入ります。８月期定例教育委員会会議の日程について、お願いします。
教育総務課長	はい。８月につきましては 29 日水曜日、時間については午後３時からを予定しております、よろしくお願いいたします。
委　員　長	分かりました。 何か追加がありますか。
教　育　長	ここでお諮りいたします。事務局より議案の追加がございます。本日の議案に追加してよろしいでしょうか。
委　員　長	はい、どうぞ。やってください。
教育総務課長	それでは、追加議案第 60 号、日田市教育委員会委員の辞職についてご説明を申し上げます。 本議案は、河津武俊教育委員長より、本年 10 月の末日をもって教育委員を辞職したい旨の届け出が、去る６月 28 日付にてございましたことから、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 10 条に基づき、教育委員会が同意することについてのご協議をいただくものでございます。 なお、この議案は教育委員自身に直接関わる案件でございますので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 13 条第５項に基づき、この議事が委員長ご自身は参与することができませんので、ここで一時退席をしていただきたいと思います。その上で、当該議案に限り、議長を安岡委員長職務代理者にお願いをするものでございます。委員の皆さま、どうぞよろしくお願いいたします。

委　員　長	では、失礼いたします。 （委員長退席）
安　岡　委　員	それでは、「議案第 60 号日田市教育委員の辞職について」につきましては、私の方で議事を進行させていただきます。 まず、この議案は人事案件ですので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第 13 条第６項、および日田市教育委員会会議規則第 16 条第１項の規程により、非公開審議としたいと思いますが、ほかの委員の皆さま、ご異議はございませんでしょうか。 （「はい。」の声あり。） それでは、議案第 60 号については非公開審議といたします。 （傍聴者退席） （審議の結果、議案第 60 号、日田市教育委員の辞職については、承認された。） （委員長、自席に着席）
安　岡　委　員	それでは、この議案に関して全て終了いたしますので、議長の職務を河津委員長にお返しいたします。
委　員　長	それでは、何かございますか、後は。 はい、どうぞ。
教育総務課長	一点だけ、申し訳ありません。先ほど議案の第 55 号の中で、安岡委員からご質問ございました、「激甚指定をして補助率のかさ上げがあるか。」とご質問いただいた中で、私は「今の時点でははっきりしておりません。ただ、おそらくないんではないか。」と発言してしまいましたが、情報のやりとりがまだ今ない中でございまして、財源運営ということもありますので、その点は確認をしてということで臨みたいと思いますので、「ないのではないか。」と発言した件はちょっと訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありません。
安　岡　会　員	はい。わたしたちも結局、被害の状況、今日だいたいわかりましたが、例えばそれの財源は何を使って、国が、総理まで来て激甚指定の

	可能性は十分示唆していただいて、それでそういう時の、校舎であったり、例えば農作物であったり、いろんな被害のことに関する終わってしまったこと、記録のないものに関するものであるとか、そういう時の仕組みが全然分からないので、伺っただけですので。
委　員　長	ほかに何かございませんでしょうか。ございますか。 （「ありません。」の声あり。） それでは、７月の定例委員会をこれで終了します。お疲れさまでした。 終了時刻：午後４時４分